いわゆる〈固定残業代〉に関する

ハローワーク求人実態調査

2014年7月29日

ブラック企業対策プロジェクト

監修:渡辺輝人(京都第一法律事務所)

1. はじめに

近年、多くの事業所で、一定額の残業代^{*1}をあらかじめ設定する〈固定残業代〉(定額残業代)が導入されています。

〈固定残業代〉は契約時にその内容が不明瞭な場合が多く、また、固定した額以上の金額を支払う必要があっても使用者がその清算を行わないなど多数のトラブルが発生しております。

こうした状況の下、いくつかの判決の積み重ねによって、〈固定残業代〉を導入・ 運用する際のルールが確立しつつあります。私たちブラック企業対策プロジェクトも、 実態調査や啓発活動に取り組んでまいりました*2。また、厚生労働省も 2014 年 4 月 に事務連絡*3を発し、運用基準を用いてハローワーク求人の適正化に努めています。

しかしながら、依然として〈固定残業代〉に関するトラブルは耐えません。そこで 私たちは、求人の段階で、どの程度の求人がハローワークの基準を遵守しているか実 態調査を行うことにしました。

^{※1} 簡潔さのために「残業代」と表記しましたが、正確には法定時間外労働割増賃金・ 法定休日労働割増賃金・深夜早朝労働割増賃金・法内残業賃金のいずれかを指してい ます。

 $^{^{*2}}$ 2014 年 3 月に〈固定残業代〉に関する京都のハローワーク求人を調査しました。詳細はこちら(http://bktp.org/news/896)からご覧になれます。今回の調査は、4 月の「事務連絡」を受けて、全国の求人を対象に新たなチェック項目を設けて調査したものです。

^{*3} 厚生労働省職業安定局首席職業指導官室中央職業指導官発事務連絡「求人票における固定残業代等の適切な記入の徹底について」。こちら

⁽http://bktp.org/wp-content/uploads/2014/06/2014.4.14%E4%BB%98%E3%81%9 1-%E6%B1%82%E4%BA%BA%E7%A5%A8%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81% 91%E3%82%8B%E5%9B%BA%E5%AE%9A%E6%AE%8B%E6%A5%AD%E4%BB%A3%E7%AD%89%E3%81%AE%E9%81%A9%E5%88%87%E3%81%AA%E8%A8%98%E5%85%A5%E3%81%AE%E5%BE%B9%E5%BA%95%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf) から閲覧可能です。

2. 調査の概要

a)調査期日

2014年6月14日

b) 調查方法

- ハローワークインターネットサービス^{※4}の求人情報検索を活用した。
- ・ 2014 年 6 月 1 日以降に受理された一般 (フルタイム) 求人のうち、フリーワード検索で「固定残業代」「みなし残業」という文言を含むものを抽出した。
- ・ このように抽出された 742 件(同一事業所含む。)の求人から、ランダムに 200 事業所の求人を調査した。
- ・ 過去の判決や厚生労働省が示した基準を参考に下記の 6 つのチェック項目を設け、 求人の違法性をチェックした。
 - ① 固定残業代の金額が記載されているか
 - ② 固定残業代が何時間分の残業代であるか記載されているか
 - ③ 最低賃金を下回っていないか
 - ④ 法定割増率を下回っていないか
 - ⑤ 時間外労働の有無にかかわらず固定的に支給される旨の記載があるか
 - ⑥ 超過分の支払いが必要な場合、残業代が追加で支給される旨の記載があるか
- どのくらいの残業時間に相当する残業代が固定的に含まれているかを調査した。

3. 調査結果

- ・ 6 つのチェック項目のいずれかに抵触するものを「違法またはその疑いが強い」 求人と判定したところ、200 事業所のうち、179 事業所(89.5%)の求人が違法 またはその疑いが強いとわかった。
- チェック項目ごとの違反件数及び違反率は下記の通り。
 - ① 固定残業代の金額が記載されていないもの…91件(45.5%)
 - ② 固定残業代が何時間分であるか記載されていないもの…65件(32.5%)
 - ③ 金額・時間が記載されている求人 (95 件) のうち最低賃金を下回っている もの…0件 (0.0%)
 - ④ 金額・時間が明示されている求人 (95 件) のうち法定割増率を下回っているもの…52 件 (54.7%)
 - ⑤ 固定残業代が時間外労働の有無にかかわらず固定的に支給される旨の記載

^{**4} こちら (https://www.hellowork.go.jp/index.html) から利用可能です。

が無いもの…94件(47.0%)

- ⑥ 超過分が追加で支給される旨の記載が無いもの…66件(33.0%)
- ・ どのくらいの残業時間に相当する残業代が固定的に含まれているかを調べたところ、下記の割合を示した (示した割合は、固定残業代が何時間分であるのかを記載していない求人 65 件を除く 135 件に占めるもの)。

30 時間未満: 31.7%

30 時間以上 45 時間未満: 63.4% 45 時間以上 80 時間未満: 4.9%

80 時間以上: 0.0%

4. 調査を受けて

今回の調査では、〈固定残業代〉を導入している企業の求人のうち、約9割が違法の疑いが強いものと判明しました。ハローワークが独自の運用基準を示してから一定期間が経過してなお、高い割合で違法の疑いが強い求人が出されていることになります。

さらに付け加えれば、こうした独自基準を設けて指導に努めているのは現段階では ハローワークのみであり、民間就職情報サイトなどの求人広告は事実上〈固定残業代〉 の記載に関して野放しの状態です。また、〈固定残業代〉は違法な運用が行われる場 合が多く、求人段階で違法の疑いが強いと認められなかったとしても、違法でないと 断定できるわけではありません。適正な〈固定残業代〉は、全体の総量のうち、ごく 僅かにとどまるものと思われます。

以上。

【本調査に関するお問い合わせ先】

ブラック企業対策プロジェクト

TEL: 03-6673-2261 FAX: 03-6845-3255

Mail: admin (アット) bktp (ドット) org